

# 休憩裁判通信

JR東海労新幹線関西地本  
休憩裁判プロジェクト発行  
2024年12月19日  
No.2

## 原告・浦谷さんの意見陳述(12/9)!

## 次回は2月20日開催!

原告の浦谷です。弁論開始に際し、一言申し上げます。  
私は昨年4月まで新幹線の乗務員として車掌業務に就いていました。しかし、会社による強制的な命令によって現在は関係会社に出向となっています。

昨年1月25日、大雪によって新幹線のダイヤが乱れ、私が新大阪駅から担当していた列車も4時間以上の遅れで東京駅に到着しました。到着後、東京第一運輸所で点呼を受けると、管理者からこのまま新大阪へ向かう列車を担当するよう指示されました。早朝9時30分の出勤後、食事も摂れていないことと、休憩もないのかと抗議しましたが受け付けられませんでした。会社の指示に疑問を持ちながら東京駅から新大阪駅まで担当した列車も43分遅れて20時28分に到着しました。退出点呼を終了した後、疲れと空腹のため早く帰宅したかったので急いでロッカー室に向かいました。

着替えていると管理者が来て、今から休憩を与えるから制服のまま詰所に戻るよう指示されました。最初、休憩を指示するという意味が分からず、無意味に拘束時間を延ばすだけではないのかと抗議しましたが、所長まで来て3人の管理者が取り囲み口々に詰所に戻るよう指示しました。クルーのメンバー全員が渋々、詰所に戻ると、休憩スペースではなく管理者が業務するテーブルに集められ、乗務員行路実績報告書を会社の指示した内容で書かされました。その間、制服のまま食事摂ることも出来ませんでした。その後、1時間経ったから帰っていいと言われました。

労基法34条では、休憩は労働時間の途中に与えるとなっています。無用に拘束時間を延長し、退出点呼の終了後の勤務が終了した後から休憩時間を与えることは労基法違反です。さらに早朝の9時30分から拘束時間を延長した21時57分までの12時間以上も食事させずに働かせたことは労働者の生命と旅客の安全を無視した取り扱いであり、断じて許せません。さらに、就業規則や乗務員の規則で保障され、与えるべき準備時間もなく乗務を強制したことも許せません。

今年8月、列車ダイヤが乱れた際に、同じ新幹線の乗務員に休憩時間が与えられなかったことがありました。しかし後日、会社は、休憩時間分の賃金を支給する対応をしました。このような対応が出来るのですから、当然、私に対しても同じ対応を取るべきなのです。

今回、私が裁判に訴えたのは、おかしいこと、理不尽な扱いに泣き寝入りしたくなかったからです。裁判所におかれましては、これ以上、JR東海会社において違法・不法なことが繰り返されないように、是非とも公正・公平な判断をお願いします。

以上